そお小学校いじめ防止基本方針

平成３０年８月策定
令和　７年３月改定

はじめに

Ⅰ　いじめ防止等に係る基本的な考え方
　１　いじめとは
　（１）いじめの定義
　（２）いじめの構造、特徴

　２　いじめの対応に関する基本的考え方
　（１）市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
　（２）対応の視点

　３　そお小学校いじめ問題対策委員会の設置と学校運営

Ⅱ　いじめの防止等のための具体的な取組
　１　未然防止（いじめの予防）
　（１）生徒指導・教育相談の充実・強化
　（２）すべての学校教育活動を通した取組
　（３）「いじめ対策組織」による組織的取組
　（４）家庭・地域との連携

　２　早期発見（把握しにくいいじめへの対応）
　（１）早期発見に係る体制
　（２）いじめの早期発見に向けた具体的な取組
　（３）家庭・地域との連携

　３　早期対応（現に起こっているいじめの対応）
　（１）管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
　（２）対応する上での留意点
　（３）インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
　（４）教育相談の在り方
　（５）保護者との連携
　（６）地域・関係機関との連携

　４　いじめの解消について

　５　重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）
　（１）重大事態とは
　（２）重大事態への対応
　（３）調査委員会の設置
　（４）自殺の背景調査について
　（５）再調査について
　（６）留意すべき事項

６　取組の年間計画

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体となる授業づくり、学校行事・児童会活動・学級会活動を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、教育相談週間や学級安心バロメーター、毎週１回のふり返りアンケートの実施等、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

本市においては、平成２９年に国及び県の基本方針が改定されたことを踏まえ、教員のいじめの認知力を向上させる取組や教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家との連携強化やいじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目も加え、「岩国市いじめ防止基本方針」を改定した。

そこで、本校においては「いじめ防止のための基本的な方針（「国の基本方針」）」「山口県いじめ防止基本方針」「岩国市いじめ防止基本方針」を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の取組の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための「そお小学校いじめ防止基本方針」を定める。

＜基本方針の３つの柱＞

（１）人権が尊重される学校づくり
（２）豊かな心を育む教育の推進
（３）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

＜３つの基本姿勢＞

（１）いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
（２）「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
（３）一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応していく。

Ⅰ　いじめ防止等に係る基本的な考え方

１　いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第二条第一項）。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（２）いじめの構造、特徴

○　いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

・　いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。

・　暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

○　いじめは「四層構造」となっている。

・　いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじめている人」に見える。

・　四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

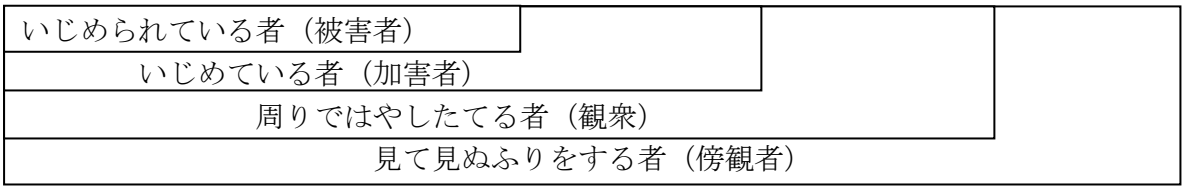

２　いじめの対応に関する基本的な考え方

（１）市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

○　いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することにつながる。

○　安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

（２）対応の視点

○　いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の４点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

・　未然防止【いじめの予防】

・　早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

・　早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

・　重大事態への対応
【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

３　そお小学校いじめ問題対策委員会の設置と学校運営

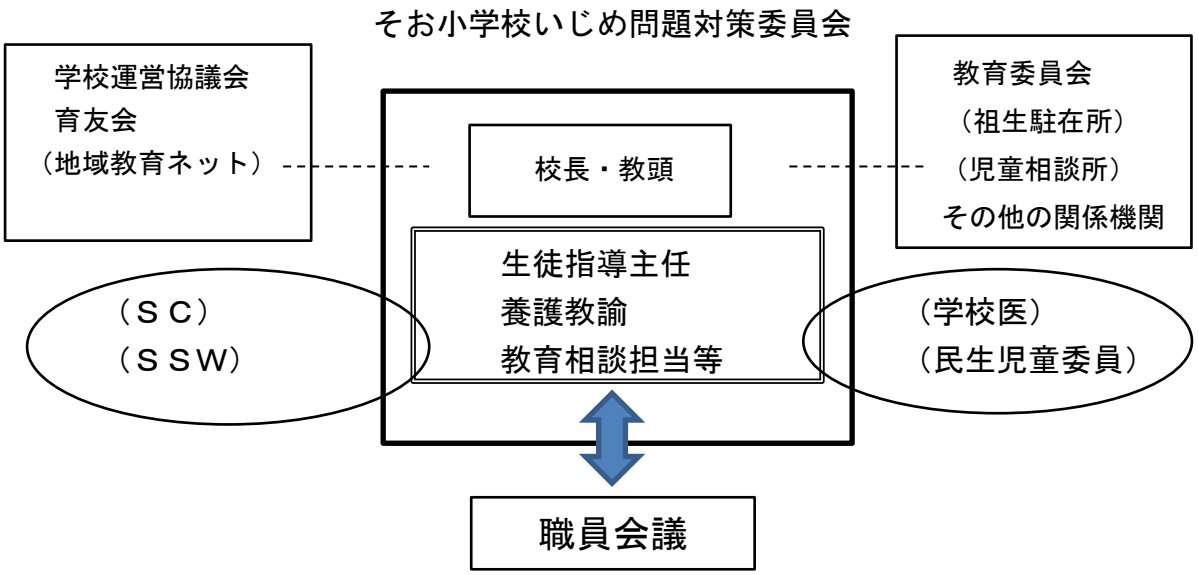

○　相互の連携を強化するとともに、いじめの市内の状況を共有し、取組の検証・評価を行い、より効果的な取組となるよう提言を行う。

○　「本校いじめ防止基本方針」が実態に即して機能しているかＰＤＣＡサイクルによる検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

○　いじめの実態把握や組織的な対応が図られるためにも、学校評価や教職員評価等を活用し、学校や教職員の適切な目標設定、達成状況の評価等、学校経営や指導方法の改善に資する。

Ⅱ　いじめの防止等のための具体的な取組

１　未然防止【いじめの予防】

（１）生徒指導・教育相談の充実・強化

○　いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進を図る。

ア　教職員の資質能力の向上

・　積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。

・　教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ　教育相談体制の確立

・　すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

ウ　児童の行動観察

・　給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、委員会・クラブ活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

エ　児童の心の理解

・　日記や作文、週一回のふり返りアンケート、「学級安心バロメーター」等客観テスト等を通して、児童生徒たちの心を理解するよう努める。

オ　校種間連携・家庭・地域社会・関係機関との連携

・　開かれた学校づくりに努め、異校種間・家庭・地域社会・関係機関と一体とな

った学校運営を行う。

○　児童と向き合う時間を確保する

・　学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

（２）すべての学校教育活動を通した取組

○　児童の自治的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合えるようにする。

○　様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

ア　各教科・総合的な学習の時間

・　児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。

・　教員は授業の中で児童生徒の考えや意見を引き出し、それを大切にしていく授業づくりを行う。

・　認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを行う。

イ　道徳科

・　道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶ。

・　道徳科の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

・　いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場とする。

・　いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていく。

ウ　特別活動等

・　学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、一層主体的に取り組めるような場を設定する。

・　他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範づくりに努める。

○　規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をすること」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

○　いじめ防止根絶・強調月間の取組

毎年１０月は「いじめ防止根絶・強調月間」なっており、いじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

（３）「いじめ対策組織」による組織的取組

○　「いじめ問題対策委員会」において、いじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証していく。

○　素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりを行う。

○　学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう、位置づける。

（４）家庭・地域との連携

○　いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る。

○　さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。

○　家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校は誠意ある対応を行う。

ア　保護者との連携

・　日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

イ　地域社会との連携

・　日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。

・　育友会はもとより、関係諸機関とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。

・　日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

２　早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

（１）早期発見に係る体制

○　いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行う。

・　学級担任だけでなく、教科担当教員等との連携を密にする。

・　生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー（以下、ＳＣという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。

・　学校評価、授業評価、短い間隔で実施するふり返りアンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。

・　児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、全ての教職員で共有を図る。

・　教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、ＳＣ等の専門家と緊密な連携を図る。

（２）いじめの早期発見に向けた具体的な取組

○　何よりも大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。

○　児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

・　１日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。

・　日常の行動観察や日記、ふり返りアンケートや「学級安心バロメーター」等客観テストの実施等により内面の変化をとらえ、個別の教育相談に活用する。

・　いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。

・　平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。

・　他の児童を気にすることなく、落ち着いた雰囲気で相談できるよう努める。

（３）家庭・地域との連携

○　保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

・　学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。

・　種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。

・　地域行事や各種の催事などに児童生徒の積極的な参加を促す。

３　早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

（１）管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

○　迅速・的確かつ組織的に対応する。

○　いじめ対策組織にＳＣやＳＳＷ等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。

○　必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。

○　いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

・　事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。

・　「いじめ問題対策委員会」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）

・　いじめられている児童生徒への対応…信頼関係にある教職員が担当する。

・　いじめている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。

・　周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。

・　いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。

・　いじめている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。

・　育友会等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。

・　教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

（２）対応する上での留意点

○　いじめられている児童への対応

・　「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。

・　本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。

○　いじめている児童への指導

・　当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。

・　自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。

・　叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。

○　周りの児童生徒（観衆・傍観者）への指導

・　周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。

・　もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。

○　いじめのアフターケア

・　一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。

・　関係児童の事後の様子を少なくとも３か月は注視し、寄り添った対応が不可欠で

ある。

（３）**インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応**

○　インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。

○　いじめられている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認することが重要である。

○　具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える必要がある。

（４）**教育相談の在り方**

○　いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。

○　教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援が必要である。

○　いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。

・　いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。

・　いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導が必要である。

（５）**保護者との連携**

○　より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。

・　特に、いじめている児童生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用した支援を検討する。

・　解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

（６）**地域・関係機関との連携**

○　学校と地域との連携

・　開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。

・　いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

○　学校と関係機関との連携

・　いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。

・　平素から所轄警察署等と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

○　本校の相談窓口

電話　　０８２７－８５－０２０７

ＦＡＸ　０８２７－８５－０２１０

○　関係機関等の相談窓口

・ ヤングテレホン岩国　0120-22-7830

・ チャイルドライン岩国ステーション　080-1636-1135

・ こどもの人権１１０番（山口地方法務局）　0120-007-110

・ いじめ１１０番（やまぐち総合教育支援センター）　083-987-1202

４　いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

○　**いじめに係る行為が止んでいること**

・　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安とする）継続していること。

・　いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、そお小学校いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

・　学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

○　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

・　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等への面談等を実施し、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

・　いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。

・　そお小学校いじめ問題対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

５　重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

（１）重大事態とは

○　次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

・　児童が自殺を企図した場合 ・　身体に重大な障害を負った場合 ・　金品等に重大な被害を被った場合 ・　精神性の疾患を発症した場合 　などのケースが想定される。

○　「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

○　また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」

と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）重大事態への対応

学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

○　重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。

○　いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討することが必要である。

○　いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。

○　その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。

○　事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。

○　適切に関係機関との連携を図る必要がある。

（３）調査委員会の設置

○　学校が重大事態であると判断したときは、直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、学校の設置者は学校に対し適切な支援を行い、場合によっては学校の設置者において調査を実施する。

○　学校の設置者又はその設置する学校は、事前に県教委が委嘱しているＦＲ（ファミリー・リレイションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、調査を実施することができる。

○　調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。

○　学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

○　地方公共団体の長等は、重大事態の報告を受けた後、必要があれば調査組織を設置して、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。

（４）自殺の背景調査について

○　児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。

○　遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。

○　遺族がより詳しい調査を望む場合、学校の設置者又はその設置する学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。

○　その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健社福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

（５）再調査について

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、必要があると認めるときには、調査の結果について調査（以下再調査）することができる。調査にあたる委員は、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者でない者（第三者）を選考し、再調査を行う機関は首長部局に設置することとする。

また、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態の発生の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

（６）留意すべき事項

○　専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。

○　アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていこうとすることが重要である。

○　児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかなければならない。

６　取組の年間計画

		いじめ問題対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P⇩D⇩C⇩A⇩P⇩D⇩C⇩A⇩P⇩D⇩C⇩A⇩P⇩へ	○「学校いじめ防止基本方針」内容の確認	○学級開き ○地区児童会（異年齢集団活動） ○１年生を迎える会	○いじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○ＰＴＡ総会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○家庭訪問、授業参観、学級懇談会 ○学校運営協議会
5月			○運動会		○学校安全ボランティア会議
6月			○租税教室	○教育相談週間 ６月３日～６月７日 ○ＳＣによる教育相談実施（第１回） ○体重測定	○第１回学校保健安全委員会（講演会） ○授業参観
7月		○全教職員による取組評価	○不審者対応教室 ○地区児童会（異年齢集団活動）		○保護者・学校運営協議会委員への学校評価アンケート ○個人懇談会・地区懇談会
8月		○いじめ問題対策委員会			○柱松 ○奉仕作業（グラウンド清掃） ○幼保小連絡会 ○学校運営協議会（教職員全員参加）
9月			○修学旅行（６年） ○情報モラル指導（携帯電話教室）	○身体測定	○第２回学校保健安全委員会（講演会）
10月			○社会見学（１～５年） ○宿泊体験学習（５年）	○教育相談週間 ９月２９日～１０月３日	○人権教育参観日講演会
11月			○業間かけ足・試走 ○持久走大会	○体重測定	○三世代ふれあい参観日
12月		○全教職員による取組評価	○赤い羽根募金活動 ○地区児童会（異年齢集団活動）		○祖生ふるさとまつり ○保護者・学校運営協議会委員への学校評価アンケート ○個人懇談会
1月			○薬物乱用防止教育	○身体測定	○情報モラル教育講演会
2月		○いじめ問題対策委員会	○１０才の集い（４年）	○教育相談週間 ２月２日～２月６日 ○ＳＣによる教育相談実施（第２回）	○学校運営協議会（学校関係者評価委員会） ○家庭教育学級（講演） ○学級懇談会
3月		○学校関係者評価結果をから基本方針の見直し	○６年生を送る会 ○地区児童会（異年齢集団活動）	○体重測定	○幼保小連絡会 ○ボランティア感謝の会 ○小中情報交換会 ○希望者による懇談会
通年		○対応策検討 ○月１回校内いじめ対策委員会	○分かる・できる授業の充実 ○学級づくり ○児童主体による朝会 ○道徳教育、体験活動の充実 ○読書活動の充実 ○いじめ防止宣言の暗唱	○健康観察、日常観察 ○校内のいじめに関する情報収集（毎週木曜アンケート実施） ○すこやかポスト設置（保健室）	○児童に関する相談 ○あいさつ運動 ○登下校見守り隊 ○放課後教室との情報共有

※　いじめが発生した場合の対応は、共通理解を図りながら組織として対応していく。